

## 桜山台北自治会 防犯カメラ管理運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、住民の安全安心の確保及び犯罪の抑止や事故の防止を目的として桜山台北自治会が設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の適正な管理及び運用を図るために必要な事項を定める。

### (設置者、管理運用責任者及び操作取扱者)

第2条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は桜山台北自治会とし、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 管理運用責任者は、桜山台北自治会長とする。
- (2) 操作取扱者は、桜山台北自治会・防災防犯委員とする。

### (プライバシーの保護)

第3条 設置者は、防犯カメラにより次の各号に掲げる私的空間の撮影及び記録をしてはならない。

ただし、当該私的空間の住人等から書面による同意を得たときはこの限りでない。

- (1) 住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子を伺える私的空間
- (2) 個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ること(不審者など)で個人が特定されうる場合を含む。）の範囲内にある私的空間

### (設置場所及び撮影範囲)

第4条 防犯カメラは3台設置する。

### (設置の表示)

第5条 設置者は、防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、「桜山台北自治会」（設置者の名称）を記載すること。

### (管理及び運用)

第6条 設置者は、防犯カメラ、画像（防犯カメラにより撮影された映像）及び画像の記録媒体（保存された画像に係る電磁的記録をいう。）（以下「画像等」という。）を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び画像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作取扱者は、防犯カメラの操作及び画像等の取扱いを担当する。
- (3) 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- (4) 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

#### (画像の適正な管理)

第7条 管理運用責任者等は、次のとおり画像の適正な管理を行うものとする。

- (1) 画像を保管するときは、当該記録媒体及び画像記録装置を、施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。
- (2) 画像の保存期間は、3日間以上7日間以内とすること。
- (3) 保存期間を経過した画像は、当該データの消去又は記録媒体の破碎により当該画像を復元できないよう適切に処理を行うこと。同一の記録媒体に上書きする方法は、過去データの消去と見做して良い。
- (4) 画像の取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。
- (5) 画像を保存する場合は、当該データを加工しないこと。

#### (画像の提供の制限)

第8条 設置者は、防犯カメラで撮影された画像については、原則として、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令（条例を含む。）の規定に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 捜査機関から、犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

2 前項の規定により画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

この際、提供先から、借用の記録（書面）を受領し、返却された時には確認と記録を行うこと。

- (1) 提供日
- (2) 提供先（組織と身分を確実に記録）
- (3) 利用目的
- (4) 提供する画像の内容（該当するカメラ番号と記録日時などを記録）

#### (秘密の保持)

第9条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

#### (苦情等の対応)

第10条 設置者等は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情、問合せ、事故等について、誠実かつ迅速に対応すること。

#### (取扱いの周知徹底)

第11条 設置者は、管理運用責任者等及び地域住民に対して、本規程に掲げる画像等の取扱いの周知徹底を図るなど適正な指導等を行うものとする。

(防犯カメラの保守点検と撤去)

第 12 条 設置者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて補修または交換を行う。  
また、防犯カメラの運用をやめると決定した場合は、責任をもって防犯カメラや表示板を撤去する。

(その他)

第 13 条 この規程の改定等をするときは、桜山台北自治会役員会で行うこと。  
また、この規程に定めるもののほか、必要な事項は設置者が別に定める。

付 則 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から実施する

# 防犯カメラ設置運用手順書

2023.10.1

桜山台北自治会

※制定の趣旨：防犯カメラの設置、運用から撤去までの作業手順と注意すべき事項を整理し記述する。

## I. 防犯カメラ設置時の手順

### 1. 新規に防犯カメラを設置する場合（令和5年度に3台の防犯カメラを新規に設置した）

- ① 自治会役員会に、新規設置案を提案する。（目的、台数、設置場所、概算予算、日程計画など）  
・事前に、会員のニーズと行政や警察との調整を完了し、設置要項(企画書)を制定しておくこと。
- ② 役員会で承認された後に、市役所と警察署に設置要項を説明し、了解とアドバイスをもらう。
- ③ 自治会員の合意を得ること。（意見収集で要望等があれば計画に反映する）（総会の議決でも可）
- ④ 工事業者から、カメラ設置工事の確定見積もりを受領し、予算計画を確定する。
- ⑤ 役員会で、カメラ設置計画の最終承認を得る。（③と④が最終承認の条件である）
- ⑥ 工事業者に正式発注を行い、設置作業を開始する。（東電への申請業務は、業者に代行依頼する）
- ⑦ 自治会員に、運用の開始を広報する。（市役所、警察署や学校等にも開始を連絡する）
- ⑧ 防犯カメラの運用を開始する。（「防犯カメラ管理運用規程」と、「設置運用手順書」を遵守すること。）
- ⑨ 設置後、各防犯カメラの個別情報を「防犯カメラ・個別管理台帳」に登録する。（個別履歴の開始）

### 2. 防犯カメラを追加設置する場合

- ① 防犯用カメラの監視エリアを拡張するために、防犯カメラを追加設置する場合の手順は、原則として、前項の「1.新規に防犯カメラを設置する場合」と同様の手順である。
- ② 理由は、初期導入時(令和5年度)と、外部(行政等の担当や業者等)の窓口変更等が想定できることから、その時点で相互の状況を共有する目的で、手順(ステップ)の省略はせず①から⑨のステップを踏むこと。

### 3. 防犯カメラの設置基準（桜山台北自治会としての設置基準）

- ① 防犯カメラは、既設の防犯灯に併設すること。（既存の防犯灯専用ポールか、防犯灯の電柱に併設する）  
・施設(ポール)の管理者は市役所であり、カメラ画像の管理は自治会であることを、市役所と確認済である。  
・カメラ画像を24時間撮影するためには、防犯灯の照明が必須である。  
・「防犯灯専用ポール」に併設する場合は、防犯カメラ関連機器の総重量は極力軽量化すること。
- ② 防犯カメラの設置形態は、ネットワーク接続形態ではなく、「独立型SD交換タイプ」とする。  
・本計画の狙いは、リアルタイムの犯罪対応ではなく、記録画像の分析と再発防止である。
- ③ カメラの記録画像は個人情報の一部と位置づけ、構成機器の「記録部」は「鍵付きボックス」で保護する。  
・記録媒体はSDとし、高密度/長時間記録で一定期間の記録を循環させる。（画像の上書き方式とする）
- ④ 防犯カメラの画質等の画像に関する性能(値など)は、固定的には定めない。  
・カメラを設置する時点で、世の中の技術レベルを見極め、一般的な性能かそれ以上の機器を選定する。
- ⑤ 防犯カメラの撮影範囲は、「防犯カメラ管理運用規程」の定めに従う。

## II. 平常時の防犯カメラ管理・運用手順

### 1. 日常の管理

- ① 設置済みの防犯カメラ機器は、日次や週次で、現地・現物を点検する必要は無い。
- ② 管理運用責任者と操作取扱者は、必要の都度(特に定めない期間)に巡回し、外形を監視する。
  - ・点検の必要性を認めたときは、次項「2.定期点検」に準じた点検を実施してもよい。
  - ・点検作業を実施した場合は、作業内容を、「防犯カメラ・個別管理台帳」に記録する。

### 2. 定期点検（概ね4ヶ月に1回実施する保守点検）

- ① 先ず、カメラ設置状態の外形を点検する。(防犯灯を含む全体の外観(損傷や表示板の乱れ等)を点検)
- ② 次に、カメラ機器の点検(撮影された画像の点検)を行う。(点検は管理運用責任者等に限定すること)
  - ・撮影された画像は正常かどうか、また、撮影範囲(撮影の視野角度)は正常か。
- ③ この際、SD または機器に、経年変化の様子が見受けられたときは、交換を検討すること。
- ④ ①～③の点検で、異常がなければ、「防犯カメラ・個別管理台帳」に点検事項を記入し、完了する。
- ⑤ ①～③の点検で、異常があった場合は、対応後、「防犯カメラ・個別管理台帳」に記入し、完了する。

## III. 異常時の対応手順

### 1. 防犯カメラに関する異常事態が発生したときは、「異常事象の内容」を正確に把握すること

- ① 自治会(班長または会長)への連絡元はどこか。(誰からの通知か)
- ② 内容を極力正確に把握する(事故か事件か問合せかを把握する)

### 2. 防犯カメラに関係する事故内容であれば、自治会長に連絡し、対応の指示を受ける。

### 3. 「桜山台自治会防犯カメラ管理運用規程」のいずれかの事項に該当する場合は、規程の定めに従う。

### 4. 防犯カメラ画像の記憶媒体(SD)を第三者に提供する場合

- ① 規程第8条の「提供」に該当する場合は、提供先に、「借用・貸出書」を発行し、画像を貸し出す。
- ② 提供先から画像の返却があったときは、記憶媒体と「借用・貸出書」の確認を行う。
- ③ 提供した場合に記録を要する書類は、「借用・貸出書」と「防犯カメラ・個別管理台帳」である。

### 5. 異常事象が解決したときは、「防犯カメラ・個別管理台帳」に結果を記入し、会長に報告する。

## IV. その他

### 1. 防犯カメラを撤去する場合

#### ① 撤去作業の手続きと手順

- ・防犯カメラの撤去理由と詳細を役員会に提案し、撤去の承認を得る。
- ・工事業者に撤去作業を依頼し、担当役員の立ち合いで撤去作業を行う。（東電には撤去申請が必要）
- ・防犯カメラの撤去作業が完了した時点で、内容を「防犯カメラ・個別管理台帳」に記録する。

#### ② 撤去の報告

- ・自治会員への広報は、回覧板を利用して、対象となる防犯カメラ(防犯灯番号)と、撤去理由等を伝える。
- ・市役所、警察署や学校等には、小規模の撤去の場合は報告を省略する。(全面撤去の場合は報告する)

### 2. 防犯カメラを補修・改善する場合の手順

#### ① 防犯カメラ関係機器の損傷や故障、又は記録性能に関する問題が発生した場合

- ・防犯カメラの補修・改善が必要な理由とその内容を、役員会に提案し承認を得る。
- ・自治会内で対応できない場合は、工事業者に見積り依頼して対応する。

#### ② 作業が完了した時点で、対応した内容を「防犯カメラ・個別管理台帳」に記録する。

以上